

「岡山働き方改革パイオニア企業」表彰実施要綱

(目的)

第1条 働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を「岡山働き方改革パイオニア企業」として表彰し、表彰企業の優れた取組事例を発信して、「働き方改革」の取組を広く普及させることを目的とする。

(対象)

第2条 岡山県内に本社があり、岡山県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く。)(以下「企業」という。)

(推薦)

第3条 「おかやま働き方改革会議」の構成員が、次の(1)～(7)のいずれかの取組を実行し、成果を上げている企業として、「岡山働き方改革パイオニア企業」表彰推薦書により推薦する企業であること。なお、推薦期間は、4月1日から同年11月末までとする。

- (1) 所定外労働時間削減のための工夫を行っている
- (2) 年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている
- (3) 「女性」「高齢者」「障害者」「若者」「非正規労働者」などを含め、多様な人材の活躍推進に取り組んでいる
- (4) 子育て、介護など仕事と家庭との両立支援について、法律で定められた以上の取組を行っている
- (5) テレワークの導入や副業・兼業を行う労働者の健康確保など、柔軟な働き方がしやすい環境整備に取り組んでいる
- (6) 疾病の治療と仕事の両立支援に取り組んでいる
- (7) その他、独自性のある取組を行っている

(表彰要件)

第4条 次の(1)～(4)のいずれにも該当する企業であること。

- (1) 表彰を受けた場合、岡山労働局等主催のセミナー等で取組内容の発表が可能であること
- (2) 前事業年度の正社員^{※1}の月平均所定外労働時間数が前々事業年度を下回っていること、または、前事業年度及び前々事業年度の月平均所定外労働時間数が20時間以下であること
- (3) 前年度の正社員の年次有給休暇の年間付与日数に対する取得率^{※2}が全国平均以上^{※3}であること
- (4) 過去3年間において、労働関係法令に重大な違反がなく、社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと

^{※1} 直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者

^{※2} 取得率=全取得日数(1年間に実際に取得した日数)÷全付与日数(繰越日数を除く)

^{※3} 直近の「就労条件総合調査」の「労働者1人平均年次有給休暇の取得状況」の取得率による

(表彰者、選考、決定及び表彰企業数)

第5条 表彰は「おかやま働き方改革会議」を主催する岡山労働局長が行う。表彰企業は、第3条により推薦され、第4条の要件に該当する企業とする。表彰企業数は、推薦順に1年度最大6社とする。

(制度の実施期間)

第6条 本表彰制度の実施期間は、「当分の間」とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、岡山労働局 雇用環境・均等室において処理する。

(その他)

第8条 その他必要事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

この要綱は、令和元年8月7日から改訂する。

この要綱は、令和3年10月13日から改訂する。